

一般社団法人三重県バスケットボール協会規約

第1章 総 則

第1条 この規約は一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「協会」という。）の定款を補足するものとして定める。

第2章 会 員

第2条 定款に定める社員の他に、バスケットボール愛好者で協会の趣旨に賛同するものを賛助会員とすることができる。

第3条 協会は各団体（実業団・クラブ・家庭婦人・車椅子・学生・高校・中学・ミニ）及び市町村協会をもって組織する。

第4条 協会の賛助会員は原則として協会に登録と同時に会費を納入するものとする。

第3章 役 員

第5条 協会は次の役員を置く。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 名誉顧問 | 1名 |
| (3) 会長 | 1名 |
| (4) 副会長 | 若干名 |
| (5) 顧問 | 若干名 |
| (6) 参与 | 若干名 |
| (7) 代表理事 | 1名 |
| (8) 理事 | 10名以上20名以内 |
| (9) 監事 | 2名 |
| (10) 各専門委員 | 若干名 |

第6条 役員は次の職務を執行する。

- (1) 会長は会務を総理し、協会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- (3) 顧問は会長の諮問に答える。
- (4) 参与は必要に応じ、会務に参画する。
- (5) 代表理事は協会の事務運営を総理する。

- (6) 理事及び専門委員は協会の事務運営を分掌する。
- (7) 監事は協会の会計を監査する。

第4章 会 議

第7条 協会の運営を円滑にするために次の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事会
- (3) 常任委員会
- (4) 専門部会

第8条 専門部会は各部長が代表理事の承認を得て、専門部会を開催し理事会の決議事項の具体的指示に従って専門とする職務について活動する。

第9条 協会の機関における会議は出席者の過半数によって議決を決定する。

第10条 会議の決議事項は必要に応じて会員に報告する。

第5章 雑 則

第11条 この規約は社員総会の決議を経て改正することができる。

第12条 規約の執行上必要な細則は理事会の決議を経て会長がこれを定める。

附 則

平成28年4月1日施行。

規約細則（役員選出手続規定）

第1条 （目的）

この規定は一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「協会」という。）の役員を選出手続き及び選出基準について規約第3章を補足するものとして定める。

第2条 （会長の選出）

代表理事を中心として副会長、顧問、参与をはじめ広く関係者の意向を求めて理事会にてこれを集約し候補者を決定する。

第3条 （副会長の選出）

会長をはじめ関係者からの推薦をもとに理事会の決議を経て、会長の下承を得て候補者を決定する。

第4条 （顧問の選出）

会長をはじめ関係者からの推薦をもとに理事会の決議を経て、会長に答申する。推薦の基準は次の通りとする。

- (1) 諮問機関として会長が必要とする方
- (2) 協会の振興、発展に絶大なる功績があった方
 - ・ 県協会長ならびに副会長の経歴があった方
 - ・ 協会役員、関連団体役員として永年にわたり経歴があった方
 - ・ 上記の項以外で推薦基準の趣旨に合致する方
- (3) 協会活動に対して理解があり、特に財政面において配慮が可能な方

第5条 （参与の選出）

会長をはじめ関係者からの推薦をもとに理事会の決議を経て、会長に答申する。推薦の基準は次の通りとする。

- (1) 協会運営上の事務への参画を会長、副会長又は代表理事が必要とする方
- (2) 協会の振興発展に多大な功績があった方
 - ・ 協会の理事長又は理事の経歴が長く現役を退かれた方
 - ・ 上項以外で推薦基準の趣旨に合致する方

第6条 （理事の選出）

会長をはじめ関係者からの推薦をもとに、協会の事務運営をできる候補者を若干名選出し、社員総会の決議を経て、決定する。なお、候補者として各団体の代表者、各専門部長から数名と事務局長は選出するものとする。

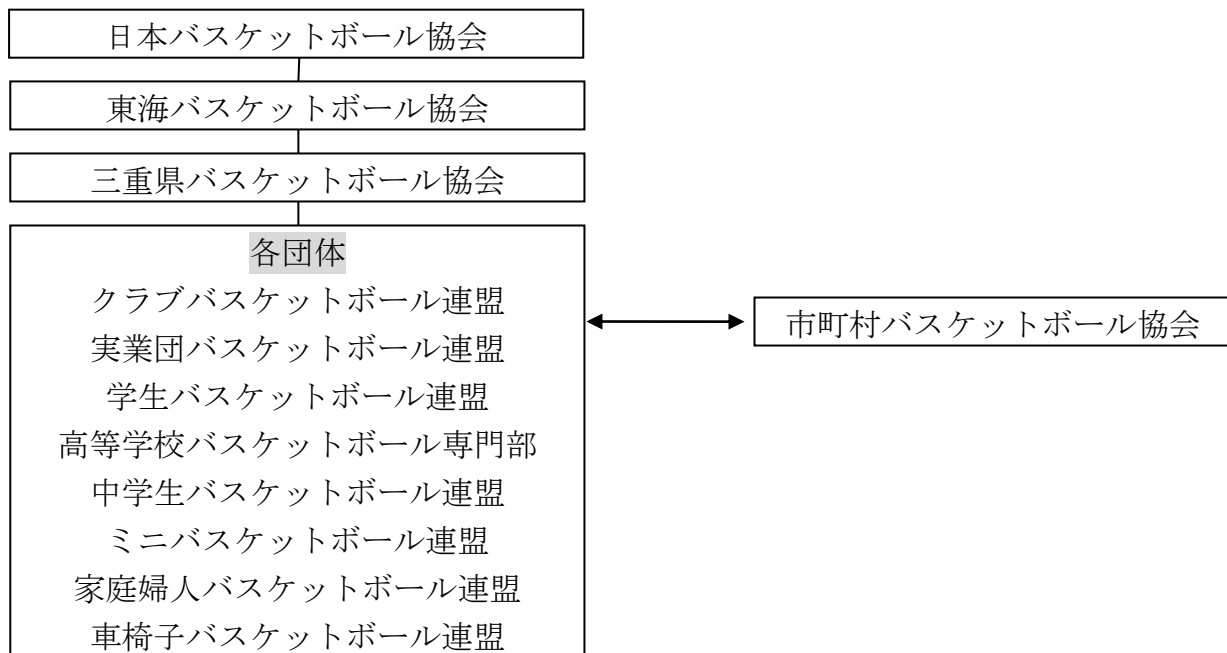
附 則

平成28年4月1日施行。

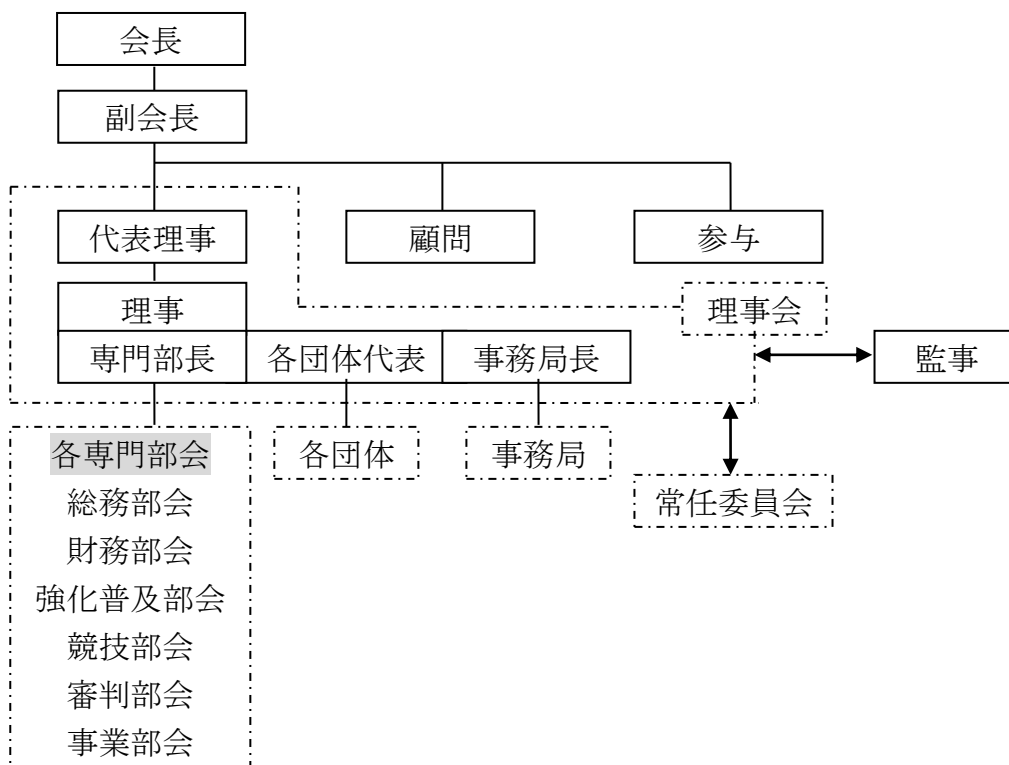
規約細則（協会組織規定）

第1条 この規定は一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「協会」という。）の位置づけ、内部組織と職務について定める。

第2条 この協会の位置づけは、図に示すとおりである。



第3条 この協会の内部組織は、図に示すとおりである。



第4条 代表理事、理事、及び委員で構成する組織ならびにその活動の基本は各項のとおりとする。

(1) 理事会のもとに各専門部会（総務、財務、強化普及、競技、審判、事業）を置き、それぞれに部長を置き理事会の決議事項に従って、これを執行するにあたって具体的な活動に対して協議、実践、報告を行う。

(2) 各専門部会には各委員会を置き、それぞれに委員長、副委員長、委員を置く。

附 則

平成28年4月1日施行。

規約細則（各専門部会及び委員会規定）

- 第1条 この規定は、各専門部の所管事項、服务内容について定め規約の第4章を補足する。
- 第2条 各専門部は、互いに連絡を密にし、必要に応じて代表理事に報告又は決裁を仰ぐものとする。
- 2 年度計画及び事業報告書を理事会に提出し、承認を得る。
- 第3条 各専門部には、部長・委員長・副委員長・委員・出納委員を置く。
なお、部長、委員長は出納委員を兼ねる。
- 第4条 事務局には、事務局長・次長・委員を置く。
事務局の所管事項は、次のとおりとする。
- (1) 文書整理
日本バスケットボール協会・他県協会・県体育協会・県教育委員会・その他地域団体・ブロック等の文書の受理及び発送窓口（依頼・申請・報告・通知・照会・回答等）
- (2) 理事会・常任委員会の開催通知・処理及び議事録採録等
- (3) 登録受付処理
- (4) 備品管理
- (5) 必要な連絡調整事務
- (6) その他
- 第5条 代表理事・各部長は、各専門委員会及び事務局の補助金の交付及び年度未収支決算書を、理事会に提出しなければならない。
- 第6条 総務部会・委員会の所管事項は、次のとおりとする。
- (1) 総務委員会 本協会の主催又は主管する各競技会に関する庶務事項
- ・上記競技会の総務担当・計画及び関係書類の配布計画
 - ・上記競技会の総務委員の具体的サービス事項は別に明記する
 - ・競技会・運営役員の人選
 - ・競技スケジュール及び大会要項の立案、組合わせ、本協会の主催又は主管する各競技会の企画等〔各種大会の組合わせ（競技委員会）・審判割当（審判委員会）・役員割当（総務委員会）・書類発送（事務局）が行うものとする〕
 - ・その他
- (2) 編集記録委員会 本協会の活動記録の編集及び発行
- (3) 広報委員会 新聞・記念誌・名簿・規約等、その他広報活動及び各種競

技会の報道

- (4) 式典委員会 県内各種大会の式典準備及び開閉会式実施・賞状・盾その他準備

第7条 財務部会・委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算に基づく会計事務の執行
 - ・各部委員会及び事務局費等仮払い
 - ・協会旅費規定・慶弔規定に基づく支払い事務
 - ・本協会主催・主管のブロック及び全国大会又は県内大会の収支決算処理
- (2) 登録料及び事業収益金等の査収
- (3) 各委員会・各部及び事務局等収支決算報告の査収
- (4) 本協会の収支決算書の作成
- (5) 会計年度末に監査を受け、社員総会又は理事会に報告し承認を得る
- (6) 予算案立案にあたる
- (7) その他、会計事務に関すること

第8条 強化普及部会・委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 強化委員会
 - ・強化及び普及計画の総合的立案及び実施
 - ・強化選手及び選抜代表選手の選考・人材の確保・育成
 - ・その他

(2) 普及委員会

①普及

- ・強化及び普及計画の総合的立案及び実施
- ・小学生・中学生・車椅子バスケット及び家庭婦人に対するバスケットボールの普及と指導
- ・バスケットボール技術の向上及び指導に関する研究
- ・指導者の育成並びに派遣
- ・その他

②エンデバー

県内のエンデバー担当は、コーチ、マネジメントの二部門で構成される。

○コーチ

- ・コーチは、U-12 男女、U-15 男女、U-18 男女チーフコーチ及び各地区チーフコーチで構成する。県チーフコーチは、各カテゴリーから選出されたチーフコーチ（U-12、U-15、U-18）より任命される。
- ・ブロック伝達講習会に参加し、県伝達講習会を実施する。
- ・伝達講習会のビデオ撮影、ブロックエンデバーへの報告。
- ・各地区推薦コーチの承認。

○マネジメント

- ・マネジメントは、各カテゴリー（U-12、U-15、U-18）チーフマネー

ジャーで構成する。県チーフマネージャーは、チーフマネージャーの中より任命される。

・ブロックエンデバーのマネジメント部門と連携を図り、年度計画策定、決算報告、エンデバー開催に関する事務全般、諸連絡を行う。

(3) 指導者育成委員会

- ・コーチ登録届出書の管理
- ・JBA公認コーチ養成講習会及びC級地域スポーツ指導員専門講習会の実施
- ・JBA公認コーチのリフレッシュ講習会の実施
- ・JBA公認コーチの登録業務
- ・その他

第9条 競技部会・委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 競技委員会

- ・競技日程の調整及び試合会場の確保
- ・競技施設の確保及び用具の準備・運搬・組合わせ
- ・競技会出場チーム選手の資格審査
- ・競技会への推薦チーム・シードチームの選考
- ・競技記録のまとめ
- ・その他

第10条 審判部会・委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 審判委員会

- ・全国・ブロック・県内等の各種競技大会への審判員の派遣及び割当て
- ・審判技術及びルールの検討・研究・指導
- ・日本バスケットボール協会公認審判員の育成・指導及び推薦
- ・日本バスケットボール協会その他の主催する講習会への参加
- ・その他

(2) T・O委員会

- ・本協会の主催又は主管する各競技会のT・O用具準備・確保及び保管
- ・競技会役員の人選・サブオフィシャルの確保
- ・T・Oの指導育成
- ・その他

第11条 事業部会・委員会の所管事業は、次のとおりとする。

(1) 事業委員会

- ・本協会主催・主管競技会のなかで、有料入場させる時の事業を行うものとする
- ・日本バスケットボール協会等関係機関及び県内役員との連絡調整
- ・企画・立案・動員・準備を行う

・その他

附 則

平成28年4月1日施行。

三重県バスケットボール協会賛助会員に関する内規

- 第1条 この内規は、一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「協会」という）規約第2章第2条の賛助会員（以下「会員」という）に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 会員は、個人会員及び法人会員とする。
- 第3条 会員は、会費を納入するものとする。
- 2 会費は、年額とし、口数は制限しない。
 - 3 個人会員の会費は、1口5,000円とし、法人会員の会費は、1口20,000円とする。
 - 4 会費は、会費納入書によって納入する。
 - 5 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。
- 第4条 会員が会費を納入する期間はその年度の4月末までとする。ただし、年度の途中に入会する場合には入会申し込みの日から1か月以内に納入するものとする。
- 第5条 協会は会費納入のあった会員に会員証を交付する。会員証は会費1口につき1枚とし、有効期限は年度末日までとする。
- 2 会員は、協会が主管する有料試合であっても、会員証を提示することにより無料で入場することができる。
- 第6条 協会は、その主管する各種大会のプログラムに年間を通じて、支障のない限り会員の氏名等を記載するものとする。
- 第7条 この内規は、協会の会長の承認を得て、理事会において、改正できる。

附 則

平成28年4月1日施行。